

大規模災害時等の通信途絶時における救急救命処置の実施についてのプロトコル改訂について(案)

改訂の経緯

・本年、事後検証の中で、山間部での通信途絶が発生し、特定行為の指示要請が遅延した又は実施できなかったという事案の報告が数件ありました。

・プロトコルを見た現場の救命士から現行のプロトコルでは、大規模災害以外で実施してよいのか判断に迷う文面であると指摘がありました。

・検証会の中では、通信途絶のプロトコルに従って活動を行ってくださいと助言したものの、検証医の先生からも、「大規模災害に限ってではないのか」と指摘をいただいたため、ホットラインを受られる先生方や現場の救命士が判断に迷わないためにも、分かりやすい文面に改訂することが望ましいと判断したもの。

現行の Protokol

大規模災害時等の通信途絶時における救急救命処置の実施について

本 Protokol は、「大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について」（平成 29 年 3 月 30 日付け消防救第 48 号消防庁救急企画室長通知）に基づき、救急救命士による特定行為実施に際し、通信途絶のために医師の具体的な指示が得られない場合に適用する。

記

1. 通信手段の強靱化・多様化についての対策

特定行為の実施に必要な医師との通信については、大規模自然災害及び局地的な災害における停電時並びに山間部、トンネルなどの環境的な要因に備えた通信手段の強靱化・多様化を図る。

- (1) 救急活動では災害優先電話、登録された携帯電話を使用する。
- (2) 大規模災害時等の発生時の状況に応じ、消防局は、通信業者の携帯衛星電話等の災害時貸出支援等を考慮する。

2. 通信途絶における救急救命処置の実施の留意点

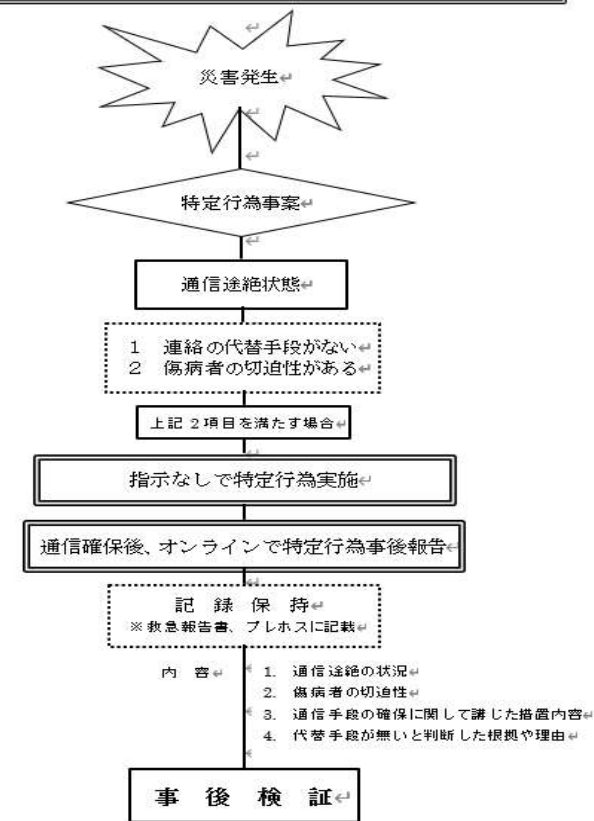
通信途絶時に傷病者の切迫性から、救急救命士が医師の具体的な指示なしに救急救命処置をやむを得ず実施する状況になった場合には、以下の事項に留意して活動する。

- (1) Protokol に基づいた処置の範囲内で活動する。
- (2) 通信確保後は、特定行為実施の状況及び以下の情報について報告し、その経緯を記録する。
 - ア. 通信途絶の状況
 - イ. 傷病者の切迫性
 - ウ. 通信手段の確保に関して講じた措置内容
 - エ. 代替手段がないと判断した根拠や理由

3. 事後検証

通信途絶における特定行為を実施した事案は、本メディカルコントロール協議会において事後検証を行う。

通信途絶時における特定行為指示要請 Protokol



救急企画室からの通知(抜粋)

消 防 救 第 4 8 号
平成 29 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について

平成 28 年熊本地震では、家屋倒壊による下敷き等でのクラッシュ症候群が疑われた事案が発生し、この際の救出活動において、医師による具体的な指示が得られない環境に陥ったものの、現場の切迫した状況を踏まえ、救急救命士法(平成 3 年法律第 36 号)第 44 条第 1 項の厚生労働省令で定める救急救命処置(以下「特定行為」という。)の 1 つである「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」が実施されたことが報告されています。

このことを踏まえ、「平成 28 年度救急業務のあり方に関する検討会」において、大規模災害時等の通信途絶時における特定行為の実施について報告書が取りまとめられました。

報告書の内容を踏まえ、通信途絶時における特定行為の実施に関する留意事項について下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれは、メディカルコントロール体制を構築する関係機関において、その運用に十分御配慮いただくとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部組合等を含む。)に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであり、厚生労働省も事前に予知していることを申し添えます。

記

1 報告書の内容

通信途絶時における特定行為の実施については、大規模自然災害以外にも、局地的な災害における停電時や、山間部、トンネルなどの環境的な要因によって、医師の具体的な指示が得られない場合も考えられる。そのような場合に備え、通信手段の強靱化・多様化を図るなどの必要な対策を行うべきである。なお、東日本大震災や熊本地震の際には、通信事情等の問題から医師の具体的な指示が得られない場合についても、心肺機能停止状態の被災者等に対し、医師の具体的な指示を必要とする救急救命処置を行うことは、刑法(明治 40 年法律第

拡大

通信途絶時における特定行為の実施については、大規模自然災害以外にも、局地的な災害における停電時や、山間部、トンネルなどの環境的な要因によって、医師の具体的な指示が得られない場合も考えられる。そのような場合に備え、通信手段の強靱化・多様化を図るなどの必要な対策を行うべきである。

プロトコル改訂内容

現行

1. 通信手段の強靱化・多様化についての対策

特定行為の実施に必要な医師との通信については、大規模自然災害及び局地的な災害における停電時並びに山間部、トンネルなどの環境的な要因に備えた通信手段の強靱化・多様化を図る。



改訂案

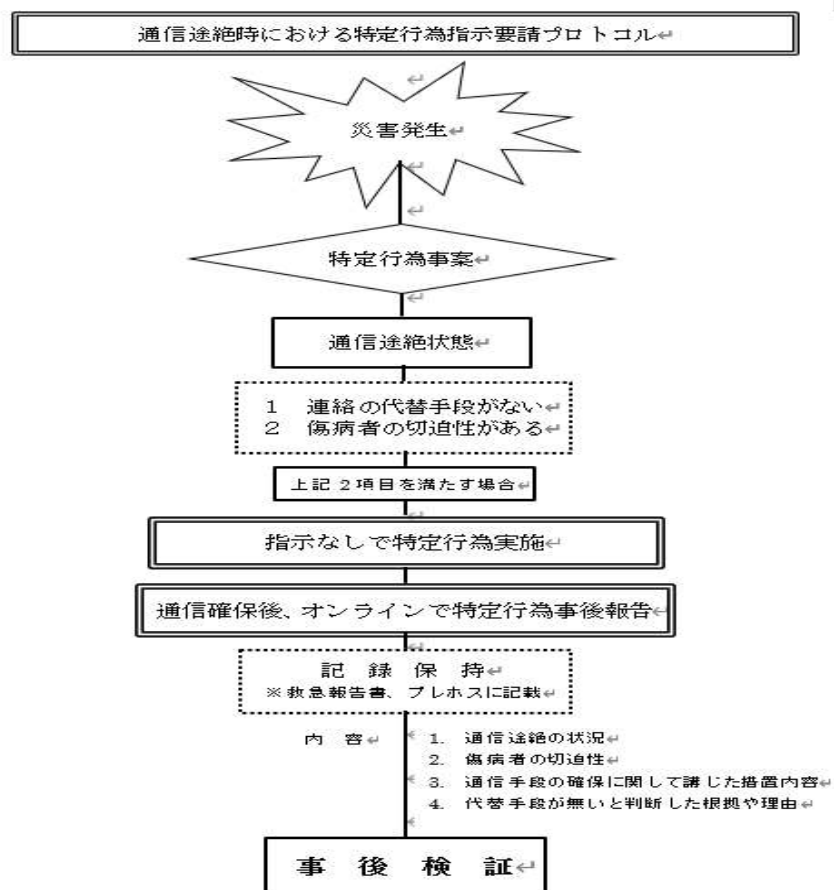
1. 通信手段の強靱化・多様化についての対策

通信途絶時における特定行為の実施については、大規模自然災害以外にも局地的な災害における停電時や、山間部、トンネルなどの環境的な要因によって、医師の具体的な指示が得られない場合も考えられる。

そのような場合に備え、通信手段の強靱化・多様化を図るなどの対策を行う。

プロトコル改訂内容

現行



改訂案

